

重 要 事 項 説 明 書
(居 宅 介 護 支 援)

居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生労働省令第３８号第４条に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

1 事業者概要

名 称	社会福祉法人長門市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 檜垣 正男
所在地	長門市東深川１３２１番地１ 電話０８３７－２２－８２９４
法人種別	社会福祉法人
法人の設立年月日	平成１７年３月２２日

2 担当事業所の名称など

事業所の名称	長門市社協ゆや居宅介護支援事業所
指定番号	居宅介護支援（山口県３５７１１００２３３号）
所在地	長門市油谷新別名９６４番地（ＹＹふれあいセンター内）
管理者氏名	永尾 里美
連絡先	電話番号 ０８３７－３２－０９３３ FAX ０８３７－３２－２８１０
当該事業所の通常の実施区域	長門市
指定年月日	平成１７年３月２２日

3 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努めるものとする。 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。

4 従業員の職種、職務内容、員数および勤務体制

職 種	員 数	勤務体制	職務内容
管理者 主任介護支援専門員	1 人	常勤兼務	業務の統括、従業者の管理・指導
主任介護支援専門員 介護支援専門員	3 人	常勤兼務 1 常勤専従 2	居宅サービス計画の作成、連絡調整等
事務員	1 人	常勤兼務	事務業務

5 営業日および営業時間（窓口対応の営業日および営業時間）

営業日	月曜日から金曜日までとする。（ただし、国民の祝日に規定する日及び12月29日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

6 担当する介護支援専門員は、です。介護保険に関することは何でもご相談ください。

7 居宅介護支援の内容、提供方法

居宅介護支援の内容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成	ご自宅に介護支援専門員が訪問し居宅サービス計画を作成します。 利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画（ケアプラン）」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることが出来ます。 ・複数事業所の紹介。 ・当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由。
居宅サービス事業者との連絡、調整	サービス担当者会議等で必要なサービスを受けられるよう連絡・調整を行います。
経過観察・評価	1ヶ月に1度はモニタリングを行い、サービス利用や更新申請について検討します。
給付管理	計画に沿ってサービスが実施されているか等確認し、国保連に給付管理票を提出します。
要介護（要支援）認定の協力、援助	要介護認定の申請代行や、更新申請、区分変更申請などの手続きを行います。
介護保険施設の紹介等	状態やご希望により、必要な介護保険施設を紹介します。また施設から退所しようとする利用者から依頼があった場合、円滑に在宅生活に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の支援を行います。
相談の対応	担当の介護支援専門員がお宅を訪問し相談を伺います。

8 利用料金

利用料	要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、下記の利用料をお支払いいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。 要介護 1・2 10,860円／月 要介護 3・4・5 14,110円／月 所定の利用料に対し、特別地域加算 15% 主として算定している加算 初回加算 3,000円 医療連携加算Ⅰ 2,500円 Ⅱ 2,000円
-----	--

9 その他の費用

交通費	通常はいただきませんが、利用者の居宅が当該事業所の通常の実施地域以外にあるときは、交通費の実費をいただきます。 事業所から片道おおむね10km以上15km未満 500円 片道おおむね15km以上 1,000円
サービス実施記録の複写物の費用	1枚につき10円です。その都度お支払いください。
居宅において、サービス実施のために使用する電話の費用	利用者の負担になります。

10 事故発生時の対応

事故発生時の対応	居宅介護支援の提供中になんらかの事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応し、記録の整備その他必要な措置を講じ、事故の再発防止に努めるものとします。
----------	--

11 緊急時の対応

緊急時の対応	居宅介護支援の提供中に利用者の症状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
--------	--

12 虐待の防止

虐待の防止	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を設置し対策検討委員会や研修を定期的に行い介護支援専門員に周知徹底を図ります。
-------	--

1 3 感染症予防、まん延防止の対策

感染症予防、まん延防止の対策	事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように検討委員会（おおむね6ヶ月に1回以上）と研修及び訓練を定期的に実施します。
----------------	---

1 4 業務継続計画の策定等

業務継続計画の策定等	事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。
------------	---

1 5 ハラスメント対策

ハラスメント対策	事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行います。
----------	--

1 6 相談窓口・苦情対応

当事業所相談苦情窓口 担当者 永尾 里美	所在地	長門市油谷新別名 9 6 4 番地
	電話番号	0 8 3 7 - 3 2 - 0 9 3 3
	F A X	0 8 3 7 - 3 2 - 2 8 1 0
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
長門市社会福祉協議会 苦情解決窓口	所在地	長門市東深川 1 3 2 1 番地 1
	電話番号	0 8 3 7 - 2 7 - 0 2 1 0
	F A X	0 8 3 7 - 2 2 - 4 3 4 0
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
長門市役所健康福祉部 高齢福祉課 介護支援班	所在地	長門市東深川 1 3 3 9 番地 2
	電話番号	0 8 3 7 - 2 3 - 1 1 5 8
	F A X	0 8 3 7 - 2 2 - 3 6 8 0
	ご利用時間	午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
国民健康保険団体連合会 介護サービス 苦情相談窓口	所在地	山口市朝田 1 9 8 0 番地 7
	電話番号	0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0
	F A X	0 8 3 - 9 3 4 - 3 6 6 5
	ご利用時間	午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝日を除く）

サービス内容説明書

当事業所が、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。

1 提供するサービス

- 居宅サービス計画の作成及び交付
 - ・ ご自宅を訪問し、あなたやご家族からお話を伺います。
 - ・ あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
 - ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
 - ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用などを説明し、了解を得ます。
 - ・ サービス計画書は利用者及びサービス事業者に交付します。
 - 経過観察評価（モニタリング）
 - 給付管理票の作成・提出
 - 要介護認定の申請、更新、区分変更の申請代行
 - 施設の紹介等
- (1) このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、自立支援、介護者の負担軽減になるよう適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。

2 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は _____ です。

- (1) 職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示をお求めください。
(2) なお、当事業所の管理者は永尾里美です。ご相談・苦情を承ります。また介護支援専門員の変更を希望される場合もお申し出ください。(TEL0837-32-0933)

3 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

利用料・・・要介護又は要支援認定を受けられた方は、保険料の滞納がない限り介護保険制度から全額給付されます。

交通費・・・通常のサービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要
です。

4 証明書及び記録物等の交付・開示

サービス提供証明書及び実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付・開示しますので、お申し出ください。

令和 年 月 日

当事業者は、居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容
事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を記した文書を交付し説明を行いました。

居宅サービス事業者

所在地	長門市油谷新別名 9 6 4 番地
名称	長門市社協ゆや居宅介護支援事業所
説明者 氏名	⑩

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容
及び重要事項を記した文書の交付、説明を受け同意しました。

利用者

住所	
氏名	⑩

利用者の家族

住所	
氏名	⑩
本人との関係	